

競争契約入札心得

最終改正 令和元年10月1日

(目的)

第1 建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札を行う場合において、入札参加者は地方自治法(昭和22年法律第67号)、鳴門市契約に関する規則(昭和41年鳴門市規則第23号)その他の法令を遵守するほか、この心得の定めによるものとする。

(入札に関する留意事項)

第2 入札参加者は、市が指示した設計図書、現場等を熟知の上、入札するものとする。

なお、上記設計図書を閲覧しなかった者及び現場説明に参加しなかった者は、当該工事等に係る入札に参加することができない。入札書記載金額は、特に指示のない限り、契約希望金額の110分の100に相当する金額とする。

2 入札書は、封筒に入れ、入札参加者の氏名を表記し、指定された時刻までに入札しなければならないものとし、指定の時刻内に入札書を提出しない者は、入札を棄権したのものとして取り扱う。ただし、電子入札システムによる入札の場合は、入札書締切日時までに提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札書を一旦提出した後は(電子入札システムによる入札の場合は、一度提出した後は)、その引換え、変更又は取り消しをすることができない。

4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書(市町村長発行)は、不要とする。

5 代理人が入札する場合の記入例

代理人の場合

住所	建設会社名
代表者	氏名
代理人	氏名 印

復代理人の場合

住所	建設会社名
代表者	氏名
代理人	氏名
復代理人	氏名 印

(入札の辞退)

第3 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を入札担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、執行する者に直接提出して行う。

3 電子入札システムによる入札の場合は、入札書提出締切日時までに、入札書提出前に限り辞退届を提出することができる。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者もしくは、疑いのある者はこの限りではない。

(公正な入札確保)

第4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穏の行動をなす等の場合において、公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、入札参加者が1人のみとなった場合には、当該入札を取りやめることがある。

(入札が無効となる事項)

第6 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札者の記名押印のない入札(電子入札による場合は、電子認証書を取得していない者のした入札)

(2) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(3) 同一事項に対してした2通以上の入札

(4) 同一の入札において他人の代理を兼ね、又は2人以上の入札者の代理をした者の入札

(5) 委任状を提出しない代理人がした入札

(6) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日を誤り、又はその記載のない入札

(7) 入札金額に1,000円未満の端数を付けた入札

(8) 明らかに連合によるものと認められる入札

(9) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(契約の締結)

第7 落札者は、落札決定を受けた日から起算して、7日(業務委託契約においても7日)以内に、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付し、又はその納付にかかる担保を提供して契約を結ばなければならない。(建設工事及び業務委託とも請負契約金額が500万円未満のときは、免除する場合がある。)

2 前項の期間は、契約担当者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。

3 落札者は、前2項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。

(前金払の特約)

第8 請負金額及び受託金額が100万円以上(業務委託にあっては500万円以上)である場合は、契約締結時に申し出により10分の4以内(業務委託にあっては10分の3以内)の前金払をすることができる。ただし、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)の規定による保証事業会社の保証がない場合は、前金払をしない。